

三重県土採取基準要綱

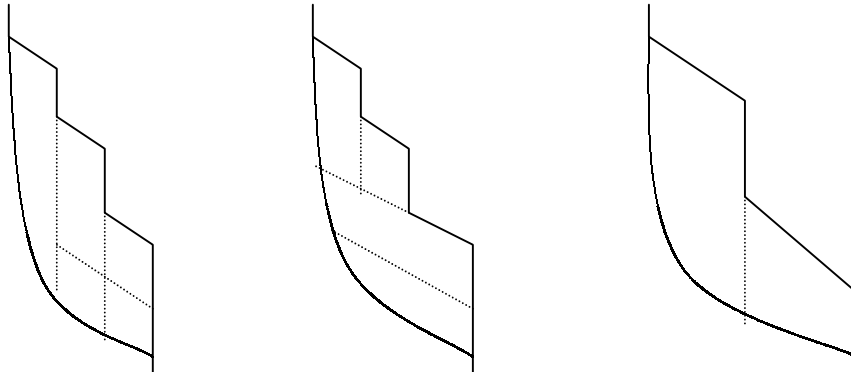
(趣旨)

第一条 三重県土採取規制条例施行規則の別表「土の採取の方法等の基準」(以下「別表」といふ。)に規定する採取基準の詳細については、この要綱に定めるものとする。

(土の採取方法)

第二条 土の採取については、次のいずれかの採掘法で行い、切り下げ方式により行うものとし、透かし掘りは行つてはならない。

- 一 階段採掘法 二 傾斜採掘法 三 平面採掘法



丸付き数字については
採掘順序を示す。

2 規則第九条別表で定める切土の真高及びひこう配については、土質および切土高に応じ別表1の「標準のり勾配」によるものとする。

なお、のり面の安定を低下させない構造にするものとする。

3 土の採取を行う際には次の崩壊防止対策を講じるものとする。

- 一 現場責任者は絶えず地山の亀裂・陥没等の異常の有無並びに含水・湧水の状況を監視するとともに計画的採取に努めることとする。
二 落石・倒木のおそれのある浮石や立木のある場合は、直ちに除去するものとする。
三 気象条件に絶えず留意し、適宜、作業中止や危険回避の処置等適切な措置を講じるものとする。

(隣接地境界との保安距離)

第三条 土の採取場の区域に隣接する土地の境界との保安距離は、地表の厚さ、土質、湧水の有無等を考慮して設定するものとする。

2 転石、表土等が隣地に崩落するおそれのある箇所には、転落石防止施設を設けるものとする。

3 採取による土地の崩壊等の災害を防止するため、山頂、稜線を含めて採取できる範囲となるように土地の確保等に努めるものとする。

(排水施設)

第四条 場内から場外への排水水については、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく基準が適用される場合にはそれに適合するよう処理し、また適用がない場合においても下流において災害を起こさないように沈殿池等の処理施設で処理してから排出するものとする。

2 岩石採取場の上流の沢水及び山腹水は、これが場内を貫流することによって汚濁することのないよう必要に応じ沢水排水路、または山腹水路等の所要の施設を設け、下流に誘導するものとする。

3 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況を勘案して、適切に排水できるように河川、その他の水域に接続するものとし、次の基準を満たさなければならない。

- 一 排水諸施設を計画する基準となる計画流量は次のマシヨナル公式によって算定する。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流量(立方メートル/秒)

f : 流出係数

I : 降雨強度(ミリメートル/時)

A : 流域面積(ヘクタール)

流出係数の算定に当たっては次の表によるものとする。

地 表 の 状 態	流出係数	標準
急峻な山地	0.75 ~ 0.90	0.85
三紀層山地	0.7 ~ 0.8	0.75
起伏のある山地及び樹林	0.5 ~ 0.75	0.65
平坦な耕地	0.45 ~ 0.6	0.60
水田	0.7 ~ 0.8	0.75
採取後の地域(不透透)	0.85 ~ 1.0	0.90
採取後の地域(透透)	0.75 ~ 1.0	0.85

なお、これらのものが混在する場合は面積加重平均として計算するが、算出された値が0.8以下となる場合は $f=0.8$ とする。

採取地内排水路の降雨強度は10年確率以上とし、雨量強度の算定は「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」の下水排除施設によること。

また、計算された流量に10パーセントの含砂量を見込むこととする。

二 排水は表面、のり面、小段、暗老よ等系統的に排水施設を計画すること。

イ 流下能力の算定

排水諸施設の流下能力の算定は、等流の範囲において Manning の平均流速公式を使用するものとする。

$$Q = V \cdot A$$

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

A : 水路断面

V : 平均流速

R : 径深 $R = A / S$ S = 潤辺

I : 水平勾配

n : 粗度係数

区 分	n
素掘水路	0.040
ブロック積み水路	0.035
コンクリート三面張り	0.025
小規模コンクリート水路	0.015

小規模コンクリート水路とは、水路幅が概ね2メートル以下で勾配が1/100より緩やかなコンクリート水路をいう。

ロ 構造

(イ) 原則として開きよとすること

(ロ) 排水路は地形の低位部に位置し、縦断勾配が著しく変化しない位置に設置すること。

三 洪水調節の方法については、土採取場の採取面積が1ヘクタール以上かつ洪水調整容量が500立方メートル以上の場合とし、次のいずれかを施工するものとする。ただし、排水施設管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

イ 河川又は水路の改修

採取に伴う流量増に対し、下流河川等の断面狭小部分を改修し流下能力の向上を図ることにより対応する。適用にあつては、経済条件および当該地域の事情を考慮し、当該河川排水路管理者と協議のうえ計画立案するものとする。

ロ 洪水調整池

洪水調整池の計画及び構造の基準は「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」によるものとする。

(土砂流出対策)

第五条 沈砂池については、次のとおりとする。

- 一 沈砂池の容量は230立方メートル／ヘクタール（砂防指定地150立方メートル／ヘクタール）を標準として算定するものとする。
 - 二 構造は掘り込み式を原則とし、法覆い工を施工するものとする。やむを得ず築堤方式にする場合は、コンクリートダムまたはアールダム構造とすること。
 - 三 沈砂池の最大機能が保持できるよう維持管理するものとする。
 - 四 沈砂池、沈殿池および調整池は兼用することができるものとする。ただし、個々の能力を確保していなければならないものとする。
- 2 土留め工事とは、土俵積工、土盛堤工、柵工等をいう。

(土採取跡地の整備)

第六条 平地における採取について、採取後は埋戻しを原則とし、掘削深は10メートル程度（最大15メートル）とするものとする。

2 採取跡ののり面の勾配については、次のとおりとする。

- 一 植生等による適切な保護をした場合については、別表1の標準勾配の下限値以下とするものとする。
- 二 のり高の大きい切土の場合は、原則として、高さ5メートル毎に幅1〜2メートルの小段を設けるのを標準とし、のり面の安定を低下させない構造とすること。

(その他)

第七条 その他必要な事項については、次のとおりとする。

- 一 土採取後ののり面には、順次、保護工を施工することとし、可能な限り緑化するものとする。なお、工法の選定については、土質、のり面勾配、周辺の状況、掘削前の状態を考慮し、決定するものとする。
- 二 緑化については植栽後も、追肥、補植等を必要に応じ随時行うよう努めるものとする。
- 三 隣地との間の保全区域が崩壊しないよう、必要に応じて土留め工事を施工するものとする。
- 四 落石及び人の転落のおそれがある箇所には立入禁止柵を設けるものとする。
- 五 採取が完了または中断・休止した後、調整池（沈砂池、沈殿池を含む）の機能を確保するため、維持管理を十分行わなければならない。
- 六 採取場からの粉塵、運搬路から生ずるホコリ等が周辺の生活環境を阻害しないよう散水、防塵材散布等の必要な措置を講ずることとする。
- 七 採取にあたっては採取場入口に危険表示看板を設置するとともに周囲は有刺鉄線柵、トタン塀等によって囲い、立ち入り禁止標識を設置するものとする。
- 八 騒音規制地域又は人家が密集している地域においては、騒音の防止に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成十三年九月二十六日から施行する。

別表1 「標準のり勾配」

地山の土質	切土高	勾配
堅くしまった土 (露土なもの)	5メートル以下	1:0.8}1:1.0
	5}10メートル	1:1.0}1:1.5
堅くしまっていない土 (露土でないもの)	5メートル以下	1:1.0}1:1.5
	5}10メートル	1:1.5}1:2.0
粘性土	10メートル以下	1:0.8}1:1.2